

制度の概要

1 適用製品

原則として居室の内装に用いる木質系の建材とする。即ち、原則として基材に接着剤で化粧材料を貼付したもの、あるいはこれに塗料で仕上げたものをいう。代表的な構成を例示すれば次の通り。

適用製品 (例示)			
基材	接着剤	化粧材料	塗装
合板、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF	接着剤	天然木ツキ板 化粧シート	塗料、希釈材

2 申請

(1) 申請資格

当該製品を製造、販売している者(組合員及び賛助会員に限る。)とする。

(2) 件数

構成(基材、接着剤、化粧材料、塗装)が同一仕様の場合は1件として扱う。

3 審査

(1) 審査対象

適用製品とする。

(2) 審査委員会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会(以下「全天連」という。)内に「審査委員会」を設置し、申請のあった製品の審査を行う。

(3) 提出書類

登録の申請(新規・追加・更新申請)を行うに当たっては、申請書正・副2通を提出する。

(4) 添付資料

審査を行うに当たって必要な添付資料の概要は、以下の通りである。

ア 基材については

① J A S 製品：認定証及び認定範囲の明細の写し

但し、水溶性分子・イソシアネート系接着剤を用いた基材については、産地あるいはVOC基準への適合について、別途確認を行う。※原則として新J A S制度の認定書等とする。(旧J A S認定については、平成21年2月末まで有効のた

め、新JASの取得を前提のもののみ受け付け、取得後差し替えとする)

② J I S製品：認証書及び付属書写し

但し、イソシアネート系接着剤を用いた基材については、VOC基準への適合について、別途確認を行う。※新J I S製品認証制度の認証書等とする。

③ 大臣認定製品:大臣認定書及び別添の写し

但し、水溶性分子・イソシアネート系接着剤またはイソシアネート系接着剤を用いた基材については、産地あるいはVOC基準への適合について、別途確認を行う。

④ 業界団体の4VOC表示制度の登録証

(社)日本建材・住宅設備産業協会、日本繊維板工業会、日本プリント・カラー合板工業組合、日本集成材工業協同組合、全天連などのVOC基準に関する表示制度の登録をしている製品に係る登録証(これらについては、JAS、J I S等の添付資料は不要とする。)

イ 接着剤については

① MSDS

日本接着剤工業会の登録番号と4VOC基準適合が記載されたもの。

ウ 化粧材については

① 印刷工業会会員の発行する登録書

印刷工業会の登録番号と4VOC基準適合が記載されたもの。

② 「別記記載」と表示するもの

天然木ツキ板については、4VOCが「基準値以下であることが確認されている資材」に含まれているので「別記記載」と表示することとし、添付資料は不要である。

エ 塗料については

① 塗料メーカーによる塗料のVOC不使用に関する証明書及びMSDS

② 希釈を行っている場合は希釈材の成分表

オ 小形チャンバー法の測定値(放散速度)によってVOC基準への適合を登録する場合

材料ごとまたは化粧板等での試験成績書

カ その他

審査委員会により必要とする資料

4 登録

ア 登録番号

① 審査の結果、適合品には登録書により登録番号を申請者に書面にて通知する。

② 登録番号は[TV—00000]と5桁で表示する。更新の場合は同一番号とする。

イ 有効期間

有効期間は登録の日から起算して3年を経過した日の属する会計年度の末日（3月31日）とする。

（例）平成20年12月1日に登録した製品の有効期限は平成24年3月31日となる。

5 表示方法

（1）製品及び梱包等への表示

登録された製品については全天連が定める表示マークを使用する。

（2）カタログ等への表示

適合表示「4VOC基準適合」、登録番号等を記載することができる。

（例）適合表示：4VOC基準適合

登録番号：TV—00000

構成材料： 基材 合板

6 情報公開

（1）全天連としての情報公開

全天連は、全天連のホームページに、登録業者名、登録された製品名、基材名、表示登録番号等を掲載する。

（2）登録業者の情報公開

登録業者は、当該製品の接着剤名、塗料など4VOC基準適合であることが確認できる資料を整備し、取引先等の求めに応じて対応する。

連絡先

〒105-0003

東京都港区西新橋2-13-7ササキビル

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

電話 03(3501)4021 , 03(3501)4023